

太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

太陽光発電施設(野立て型)の設置にあたっては、次の関係法令を遵守して下さい。
また、設置に伴う計画地の周辺住民、営農者等とのトラブルを防止するため、行政連絡区代表者(区長)や隣接者に対して、計画内容を十分説明していただくようお願いいたします。

長野市

■長野市の担当窓口

関係法令	規制内容	担当窓口(電話番号)
「建築基準法」 第6条第1項、第48条、第88条第1項、第2項	土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を物品の保管その他屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。なお、都市計画区域内にあつては、当該建設地の用途地域ごとに建築物の用途の規制を受けます。	建築指導課 (026-224-5048) …第二庁舎8階
「都市計画法」 第29条	建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、あらかじめ開発許可を受ける必要があります。	
「農地法」 第4条、第5条	農地に設置する場合は、転用許可の許可申請又は届出が必要になります。なお、登記簿地目が農地以外であっても、現況農地の場合は同様の手続きが必要です。	農業委員会事務局 (026-224-5060) …第二庁舎8階
「森林法」 第10条の8	森林所有者や伐採行為者等は、地域森林計画対象民有林(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採する場合は、伐採行為を行う30～90日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出して下さい。	森林整備課 (026-224-5040) …第二庁舎8階
「森林法」 第10条の2、第26条	地域森林計画対象民有林内で1haを超える林地開発行為を行う場合は、県知事に「林地開発許可申請」を行う必要があります。事業用地が保安林である場合、保安林解除の手続きが必要です。	
「農業振興地域の整備に関する法律」 第13条、第15条の2	事業計画地に農用地区域内農地がある場合は、農用地区域からの除外の手続きが必要です。	農業政策課 (026-224-5037) …第二庁舎7階
「道路法」 第24条、第32条 「長野市法定外公共物の管理に関する条例」 第4条、第8条 「地方自治法」 第238条の5	事業予定地内に道水路がある場合、付け替え、払下が必要となります。道水路内の電柱等の設置は占用許可が必要となります。また、事業計画に関連して道水路の改修等が必要な場合は自営工事の承認が必要となります。	監理課 (026-224-5044) …第二庁舎6階
「長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例」	風致地区内で建築等の行為を行う場合には、風致地区の規制に関する許可を受ける必要があります。	都市計画課 (026-224-5050) …第二庁舎5階
「地区計画」	地区計画区域内で建築等の行為を行う場合には、工事に着手する日の30日前までに地区計画の届出書を提出して下さい。	
「景観法」 第16条	1,000㎡以上の建築物・工作物を建設する又は3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、工事に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。	まちづくり推進課 (026-224-7179) …第二庁舎5階
「土壌汚染対策法」 第4条	土地の形質の変更(土地の掘削、造成、切り土、盛り土等)の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。	環境政策課 (026-224-8034) …第二庁舎3階

「長野市自然環境保全条例」	保全地域内において、建築等の行為をする場合は許可が必要になります。 〔現在指定されている地域〕 飯綱高原自然環境保全地域(平成15年9月1日指定) ※戸隠地区と大岡地区については、本条例において保全地域として指定はしていませんが、旧村条例を引き継ぎ、それぞれの地区全域で各種行為(建築物等の新築・改築・増築、土地の形質変更、井戸の掘削など)が規制されています。	環境政策課 (026-224-5034) …第二庁舎3階
「国土利用計画法」 第23条	一定面積以上の大規模な土地取引等には、契約締結後、契約締結日から起算して2週間以内に届出が必要です。	企画課 (026-224-5010) …第一庁舎5階
「文化財保護法」 第93条	事業予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、文化財保護法の規定に基づき着手60日前までに土木工事等の届出が必要となります。	教育委員会 埋蔵文化財センター (026-284-0004) …長野市小島田町1414
「文化財保護法」 第125条、第139条	事業予定地が指定記念物(史跡・名勝・天然記念物)に該当する場合、指定記念物に対し、現状変更を行う際には、あらかじめ国または県の許可を受ける必要があります。また、事業予定地が重要文化的景観に該当する場合、現状変更を行う際には30日前までに、現状変更の届出が必要となります。	教育委員会文化財課 (026-224-7013) …第一庁舎6階

■国・県の担当窓口

関係法令	規制内容	担当窓口(電話番号)
「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 第29条	事業計画地が鳥獣保護区の特別保護地区内に該当する場合、許可が必要となります。	長野地方事務所林務課 (026-234-9521) 長野県林務部 鳥獣対策・ジビエ振興室 (026-235-7273)
「河川法」 第23条、第24条、第26条、 第27条、第29条	河川保護区域内の土地を占有する場合、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為を行う場合等は、届出・許可を受ける必要があります。	国土交通省千曲川河川事務所 (026-227-7611) 長野建設事務所維持管理課 (026-233-5151)
「自然公園法」 第20条、第21条、第22条、 第33条 「長野県自然環境保全条例」 第10条、第12条、第17条 「長野県立自然公園条例」 第8条、第20条	事業計画地が国立公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、郷土環境保全地域に該当する場合、許可又は届出が必要となります。 上信越高原国立公園(飯綱、戸隠・鬼無里地区の一部) 逆谷地湿原(長野市と飯綱町の境) 旭山(平柴) 川柳將軍塚(篠ノ井石川) 聖山高原県立自然公園(聖山周辺)	環境省戸隠自然保護官事務所 (026-254-3060) 長野地方事務所環境課 (026-234-9590) 長野県環境部自然保護課 (026-235-7178)
「絶滅のおそれがある野生動物の種の保存に関する法律」 第9条、第34条	事業計画地が、国内希少野生動物種の生息地であった場合は、土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動物種の保存に留意しなければなりませんとされています。また、捕獲等は原則として禁止されています。	環境省長野自然環境事務所野生動物課 (026-231-6573)
「地すべり防止法」 第18条	事業計画地が地すべり防止区域内である場合は、行為の許可を受ける必要があります。	長野建設事務所維持管理課 (026-234-9539) 土尻川砂防事務所総務課 (篠ノ井・七二会・信更・小田切・大岡・信州新町・中条地域) (026-229-2511) 長野県建設部砂防課 (026-235-7315)
「砂防指定地の管理に関する条例」 第3条第1項	事業計画地に砂防指定地がある場合は、行為の許可を受ける必要があります。	
「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 第7条	事業計画地に急傾斜地崩壊危険区域がある場合は、行為の許可を受ける必要があります。	